# 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数変更届出書

- ●以下のような場合に提出をしてください。
  - ・危険物の品名を変更する場合
  - ・危険物の貯蔵、取扱量を変更する場合

### ● 添付書類

### 共通で必要なもの

- ・品名が多い場合別紙で、危険物一覧を提出してください。
- ・品名によっては製品安全データシート(MSDS)等が必要になり ますので、予防課危険物係へ問い合わせください。

### 移動タンク貯蔵所の場合

- ・複数の油種を積載する場合は混載表
- ・積載重量が変更になる場合は重心計算等

## 【注意】品名の変更等によって

- ・指定数量の倍数が大きくなり、保有空地が変更になる場合。
- ・位置、構造、設備等を変更する必要がある場合。
- ・審査、検査をする必要が有る場合。

上記については「変更許可申請」になるおそれがあります。詳しく は、予防課危険物係へ問い合わせください。

#### 問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214 (土・日・祝日を除く、9 時から17時)